

平成30年

第6回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年8月27日（月）

伊勢原市農業委員会

第6回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年8月27日(月) 午前9時40分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階2C会議室

3 委員在任定数 10名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	10 黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 鈴木 雅之
大木 克美

7 議長 黒田 義夫

8 事務局職員出席者
小瀬村 正宣(事務局長)
青木 優
今井 亮輔
荒井 昌稔
村井 善治

9 傍聴者 0名

審議内容 (開会 午前9時40分)

[事務局長] それでは、定刻になりましたので、第6回伊勢原市農業委員会総会を始めます。開会に先立ちまして、本会議は公開が規定されていますので、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱第5条」の規定に基づく「本日の会議の傍聴」について、御報告申し上げます。本日の会議の傍聴を希望される方はおりませんので、報告させていただきます。在任定数10人、欠席委員はなく、出席委員10人で、定足数に達しております。それでは、よろしくお願いいたします。

[議長] ただ今から、第6回伊勢原市農業委員会総会を開催します。本日の議事録署名委員は、9番 鈴木雅之委員と1番 大木克美委員の両名にお願いします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告6件、議案6件の計12件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が3件ありました。

この届け出は、相続が発生したときに、登記簿謄本の地目、または課税上の現況地目のいずれかが農地であれば、届け出の対象となります。

報告第1号の1です。相続日は平成29年2月3日。相模原市にお住まいの方が、子易字中川原（ナカガワハラ）の農地を1筆、子易字笛竹（フエタケ）の農地を1筆、計2筆、面積1,816㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は平成30年7月23日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は平成30年3月23日。市内高森にお住まいの方が、高森字谷入（ヤトイリ）の農地を13筆、面積7,725㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は平成30年8月2日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は平成28年10月16日。市内白根にお住まいの方が、高森1丁目の農地を3筆、面積1,909㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は平成30年8月7日です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。報告第1号については、相続による所有権取得した旨の届出が3件あったと言うことでございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

[委 員] あの、取得した日と届出の日と何年の間という規定はあるんですか。登記してから届出ののですか。規定を教えてください。平成28年に取得していて平成30年に届出る、これが何年まで良いのかを聞きたいのですが。

[事務局] 相続登記が終わってから出される方も居られますし、遺産分割協議が済んで出される方も居られます。遺産分割協議書につきましては、写しを取らせていただいて申出書に添付させていただいております。相続の際、法務局の登記はされるのですが、この農業委員会への届出につきましては、忘れてしまう方が居られるそうです。窓口にお越しになられた際、台帳を確認して届出をお願いしています。委員さんからご質問をいただきました、いつまでなら良いのか、につきましては、お調べさせていただいて、次回、ご回答させていただければと思います。

[議 長] 他に、何か、ございますか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、次に移ります。

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

[事務局] 報告第2号は市街化区域の農地を、土地所有者が農地以外のものにする届出です。今回は、合計で2件、2筆、面積229㎡の届出がございました。地区は共に大田地区

で、転用目的は両筆とも駐車場です。なお、1026-14は単独名義、1028-1は所有者が共有名義となっており、両筆とも隣接地で、合わせて駐車場として使用します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。報告第2号については、市街化区域の転用ということで、2件の転用届出があったということでございます。何かご質問がございますか。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、次に移ります。

[議 長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

[事 務 局] 報告第3号は市街化区域の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにする届出です。

今回は、合計で26件、65筆、面積32,024.07㎡の届出がございました。

地区は伊勢原地区1件、1筆、面積224㎡、比々多地区1件、1筆、面積576.01㎡、成瀬地区24件、63筆、面積31,224.06㎡です。

権利の種類は、所有権の移転が3件、賃貸借権の設定が23件となります。

転用目的は、個人住宅が2件、駐車場が1件、商業サービスが23件です。

なお、備考欄に「法定相続人」となっている筆は、まだ所有者が亡くなって日が浅いため、分割協議が出来ておらず、法定相続人全員から申請を頂いている筆になります。以上です。

[議 長] 事務局の報告が終わりました。報告第3号については、市街化区域の農地を、権利移動を伴う転用ということで、6件の届出がありました。土地区画整理事業に伴う内容が多いようでございます。何かご質問がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、農地の転用事実に関する照会書についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

[事 務 局] 報告第4号、農地の転用事実に関する照会書について、横浜地方法務局厚木支局から、農地転用の事実に関する照会が平成30年7月23日付でありました。

照会対象地は、市街化調整区域です。沼目6丁目の1筆、面積129㎡についてです。図面番号は1番です。あわせて公図と資料をご覧ください。

この照会は「登記官照会」と言われるもので、登記地目が農地である土地について、農地以外の地目へ地目変更登記申請が行われた際、県知事又は農業委員会の農地に該当しない旨の証明書又は転用許可書が添付されていない場合、転用許可の有無、対象農地の現況等について、法務局より農業委員会に照会することになっています。

県の農地法関係の事務処理を定めた事務提要では、登記官照会があった時は、2週間以

内に回答することになっていきますので、県担当職員とは7月24日に確認、7月31日には担当地区の農業委員3名と事務局で現地調査を行いました。

今回の登記官照会は、照会地を雑種地と地目変更の登記申請があったことによるものです。照会地は、平成19年12月に認定電気通信事業者が携帯電話基地局を設置したもので、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置については、農地法第4条及び第5条第1項の但し書きにより、許可不要とされています。

したがって、照会地につきましては、10年以上現状の形態が継続しており、農地性は無いと確認できたので、現況地目は雑種地、県知事からの原状復旧命令を発する予定はない旨、回答したことを報告します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。報告第4号につきましては、農地の転用事実に関する照会ということで、横浜地方方法務局から照会があったということでございます。何か、ご質問がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、次に移ります。

[議 長] 報告第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

[事務局] 報告第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。大田地区で1件の申請がありました。

報告第5号の1、申請人は市内沼目一丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。

申請は8月7日。対象農地の明細は17～20頁です。池端字砂田（スナダ）に3筆、上平間字木之下（キノシタ）に2筆、沼目字澤尻（サワジリ）に10筆、沼目1丁目に18筆、合計33筆で合計面積は、16,459.35㎡です。8月10日に事務局で現地調査を行い、全筆適正に耕耘管理されていることを確認し、8月13日付けで専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議 長] 事務局の報告が終わりました。報告第5号につきましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明ということで、1件の申請があり、専決処分で証明書を出したということでございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、次に移ります。

[議 長] 報告第6号、農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

[事務局] 農地法第3条の許可を受けた農地や、利用権設定期間中の農地を貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条による合意解約の届出が必要となります。

今回申請のあった報告第6号の1ですが、対象農地を今後宅地開発するため合意解約

をするものです。なお、対象農地は市街化区域になります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。報告第6号については、農地の貸借の関係でございます。1件、届出があったということでございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、議案の審議に入ります。

[議 長] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続を受けた人に課税される相続税は、相続した農地を相続人が営農している限り、納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。

議案第1号の1、申請人は市内高森にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は、23頁から24頁で、黒丸をつけました筆です。高森字谷入（ヤトイリ）に13筆、合計面積7,725.30㎡を特例農地として申請しています。8月2日に、地区農業委員さんと事務局及び相続人とで現地調査を行い、農地として全筆良好に管理されていることを確認しました。なお、申請人は報告第1号の2の方で、今回は生産緑地の指定を受けた農地のみ申請で、他の農地につきましては、遺産分割協議が終わりましたら農地法に係る申請手続き等を行うということです。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。議案第1号の1について、「成瀬地区」お願いします。

[地区担当委員] 議案第1号でございますが、8月2日事務局と現地で立会いをいたしまして、申請された13筆、良好に果樹園として耕作されておりましたので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明を議題とします。事務局の説明をお願いします。

[事務局] 説明の前に、1か所訂正をお願いします。議案書25ページ右上の会長名を黒田義夫に訂正をお願いします。

出願者は比々多地区の方で、生産緑地の場所は、図面番号1番になります。

生産緑地の所有者は、生産緑地法第10条で、告示の日から30年を経過したとき、又は主たる事業者が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至ったときは、市長に対し書面で当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることが出来るとされており、その場合この証明の添付が必要となります。

農業の主たる従事者は、出願者の父に当たります。申し出理由は、主たる従事者が平成28年10月16日に死亡したことによります。対象の生産緑地は、高森1丁目の田、3筆、面積は1,909㎡です。8月10日に地区担当農業委員さんと事務局で現地調査を行いました。対象農地については水稻を良好に管理されていることを確認いたしました。なお、この証明の出願者は、報告第1号の2の方です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。議案第2号の1について、「成瀬地区」をお願いします。

[地区担当委員] ただ今、事務局の方から説明があったとおりです。よろしくをお願いします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第2号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり認める」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、生産緑地地区の取得のあっせんについて、次のとおり生産緑地法第13条の規定に基づき生産緑地の取得のあっせんについて伊勢原市長より申出がありましたので提案する。事務局の説明をお願いします。

[事務局] 議案第3号、生産緑地地区の取得のあっせんについて、図面番号は3番です。公図写の太線で囲んだ部分をご覧ください。

対象の生産緑地は、東大竹字稲荷久保（イナリクボ）712番の2筆、面積は710㎡です。平成30年7月30日付けで伊勢原市長から当該農地について生産緑地の取得のあっせんについての依頼があり、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取りの申出があった生産緑地について、生産緑地法第13条の規定に基づき、当該生産緑地における農林業従事希望者への土地のあっせんを行うこととなり、当該生産緑地を取得し、農林業に従事することを希望する者の有無について、各農業委員さんにおかれましては、

地元で当該土地取得希望者がいらっしゃる場合は、平成30年9月14日までに、農業委員会事務局へ御連絡をお願いします。なお、この案件は6月総会の第1号議案で審議していただいた「生産緑地の主たる従事者の証明について」の農地です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第3号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり認める」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。申請は、伊勢原地区1件、比々多地区1件、成瀬地区で1件、合計3件の申請がありました。

伊勢原地区1件は議案第4号の1、図面番号は4番です。あわせて、公図、土地用計画図をご覧ください。譲渡人は市内岡崎の農家で、譲受人は、市内伊勢原4丁目の建設業の法人です。申請地は、岡崎字前田（マエダ）4811番1の1筆で面積491㎡を転用します。申請理由は、現在使用中の資材置場が飽和状態に近いため、新たに資材置場として申請をするものです。申請地は、現在受注の現場に近く、作業効率が格段に向上することや既存の資材置場は2トン車までしか使用できず、申請地では場合により4トン車も入れること。また、申請地以外に場所を探しましたが代替地は見つかりませんでした。申請地の立地基準は、道路や河川、市街化区域の住宅地等により農地の広がり分断され農地が10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準について、申請地の北側の道路は農道485号で、幅員が3.93mです。また、西側の南北に沿っての道路は認定外道路で1.9mです。形状としては「くさび形」となっており、入口は農道側に設置して利用するもので、計画地内の一部にコンパネ等のバリケードを設置し、隣接住宅の危被害防止を図り、敷地は砂利を敷き転圧処理をします。雨水は敷地内で自然浸透処理をします。また、隣接道路の南側奥に既存の駐車場が有り北側の農道は比較的通行量もあるため、構築物は作らず、通行者の利便を優先したいとのことです。計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、条例等の行政指導は該当せず、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

次に、比々多地区1件は、議案第4号の2、図面番号は5番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。譲渡人は伊勢原市三ノ宮の会社員の方で、譲受人は、相模原市南区上鶴間の造園業の法人です。申請地は、三ノ宮字下栗原（シモクリバラ）2231番1外1筆で面積1,531㎡を転用します。申請理由は、現在譲渡人は、会社員として生活しており父親から受け継いだ農地を休耕地として管理しており、譲渡人の息子さんも一

般企業で働かれており、この先農地としての利用が図れない状態にあった中、自然エネルギーへの活用について興味を持っていて太陽光発電の申請に至ったとのこと。また、譲受人の法人は登記事項全部証明書のなかで、自然エネルギーによる発電事業及びその管理・運営並びに電気の販売等の事業とあり、申請地近くの地区に候補地となる土地を探している中で申請地を見つけ譲渡人と交渉し、了承を得たとのこと。申請地の立地基準は、河川や宅地等により農地の広がりには分断され農地が10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、隣接農地や接道の農道88号には高さ150cmのフェンスを設置して、土砂の流失等を防ぎます。また、敷地には防草シートを敷き、雑草の繁殖を防ぎます。さらに、雨水については自然浸透式での処理を行います。計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、条例等の行政指導は該当せず、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

次に、成瀬地区の1件、議案第4号の3、図面番号は5番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。譲渡人は、平塚市田村の方です。譲受人は、市内小稲葉の医療法人で歯科医院の理事長です。申請地は小稲葉字宮之町（ミヤノマチ）の1筆、面積330㎡の畑を転用します。権利関係は、所有権の設定です。譲受人は現在、計画地の隣接地で歯科医院を開業しておりますが、患者数の増加とともに従業員も増え、現在使用している駐車場では、一部の従業員が使用できない状況にあります。そのため、立地条件や広さなど近隣で適地を探していたところ、医院と隣接する農地の所有者から同意が得られたので、新たに従業員及び来院者用の駐車場として今回、転用申請をするものです。申請地の立地基準は、宅地、市道、駐車場に囲繞され、農地の広がりも10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、敷地はアスファルト舗装を施し、周囲はコンクリートブロックを敷設するため、土砂の流出はありません。また、雨水は敷地内で自然浸透とし、オーバーフロー分は隣接水路へ自然流出とします。計画としては周囲に農地はなく、資金計画も適切であると判断されます。なお、条例等の行政指導は該当せず、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。議案第4号の1について、「岡崎地区」お願いします。

[地区担当委員] 三人で現地確認をいたしました。資材置場では無いので、ハウスのやっていない所でしたので、譲受人も他にいっぱい持っているもので、その土地自体については、他に農地も隣接していないので、資材置場として整備されるのは、いいかな、と思いました。このまま許可しても良いかと思えます。

[議長] 続きまして、議案第4号の2について、「三ノ宮地区」お願いします。

[地区担当委員] 8月23日に地区の委員5人で現地確認をいたしました。休耕地でありますけれども、サトイモの作付けがございました。ちょうど、隣接する農地の農家さんと話をすることができまして、いろんな話をしたわけがございますけれども、この事業内容につきましては、業者さんから近隣の方へ説明がされているそうです。こういう状況でございますので、特段問題は無いかと思えます。審議をよろしくお願いします。

[議長] 続きまして、議案第4号の3について、「小稲葉地区」お願いします。

[地区担当委員] 8月22日に大田地区役員4名で確認をいたしました。申請地は、周囲に住宅、あるいは歯科医院が隣接されておまして、ここは今、現状、畑として管理されておりますけれども、周辺に畑とかもございませんし、歯科医院の駐車場として使うことに問題は

無いと思います。この駐車場は、職員の駐車場に使われるということで、特段問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第4号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第4号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第4号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[委 員] 今回、農地を買って太陽光発電ということなんですけれども、これから担い手の問題だとか、有効活用と言う面で、これから伊勢原市内でも出てくる可能性があると思うんですけれども。先ほどの説明では、周辺の農地に影響は無いと判断されたんですけれども、聞くところによると、新たにこれを設置することによって、反射とか、いろんな問題が周辺に想定外の影響があるように聞いているんですけれども、今回、伊勢原市の場合に、そういう基準と言いますか、対策的な取組みっていうのはあるんでしょうか。県とかのものを流用するとか、何か基準というものを検討されているんでしょうか。

[事 務 局] 委員さんのお話のとおり、反射の問題とかあると思います。今現在、市としての基準について定めておりません。近隣市にも事案があったものですから確認したんですけれども、転用事業者に近隣への周知を徹底しています、とのことで、通常の転用同様の手続きを踏まれたそうです。代理人の方からも、先ほどの説明以上のことは聞いていないそうなんですけれども、近隣も含めた中で、また、先ほどの全協の際にご説明をさせていただきました県のアンケートもありますので、県の方も含めて確認をさせていただければと思います。先ほどの法第3条の3の関係も含め、次回、全協でご回答できればと思います。

[議 長] ソーラーパネルの関係につきましては、私、県の農業会議の常設会議に毎月出ておりました、特に最近、この申請、しかも大規模な関係が、けっこう、頻繁に出てきているということで、先日も中井町でかなり広い場所に、このソーラーパネルの設置したいという申請が出ておりました。だいぶ、このところで、そういう傾向にあるのかな、そういう感じはします。今、局長が話しました市としてというお話なんですけれども、よく調べておいてください。

[議 長] 他に、ご意見は、ございますか。

[委 員] 確認したいんですけれども、これ、農振内ですから、こういう施設を設置しますと、その後雑種地になるんでしょうか。それとも、どういった地目になるのか、参考までに

判れば教えていただきたいんですけども。

[事務局] 今回の案件につきましては営農型と違い、先ほど担当の方からも御説明させていただきましたけれども、下は防草シートを敷かれると、話としましては、今、委員さんがお話のとおり、農地転用という形を取られますと雑種地という形になり、もう農地では無くなってしまうと、地目変更をされ所有権移転をされると思います。

[議長] 他に、ご意見は、ございますか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第4号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の2については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。次に移ります。

[議長] 議案第4号の3について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第4号の3について、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の3については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。次に移ります。

[議長] 次に移ります。議案第5号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。なお、本案件は前々回からの継続案件となります。事務局の説明をお願いします。

[事務局] 議案第5号、非農地証明交付申請の承認について、議案第5号の1は、前回総会からの継続案件となります。図面番号は7番です、あわせて公図とお配りした資料をご覧ください。

出願された農地は、戦前に山林だった土地の一部を開墾して農地とした場所で、それ以外は山林・傾斜地です。開墾した当時、登記地目を全て山林から農地に変更しました。出願人は宅地と物置を建設するため、昭和44年に分筆し転用許可を受けましたが、許可を受けた場所が傾斜地だったため、平坦な開墾した農地の場所に建築をしてしまいました。また、同時期に上段にできた施設の進入路として使用されている筆もあります。出願地は、県の事務提要にある農地法の適用を受けない土地に係る運用指針から、①出願地の立地基準は「その他2種」であること、②周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れが無いこと、③過去10年間違反転用として追求をされておらず、かつ今後も追求することも無いと言うことで、非農地定義の要件を満たしております。また、出願地は、昭和43年に国土調査が行われ、15年後の昭和58年に国土調査の成果が法務局に送

付されました。この間、昭和44年に2132番2と2132番3に分筆が行われたわけですが、法務局に送付する前段で、こうした補正が行われず、当初の調査図面のまま法務局に送付されたため、これらの地番は筆界未定となりました。本来なら、転用許可を受けた2132番3の位置を特定し、それ以外を非農地とするわけですが、両地番の外周は国土調査で確定しており、法務局からも2132番3は許可証明で、2132番2は非農地証明が出れば対応するという見解を得ています。これを踏まえ、今回の場合、位置の特定をせず、非農地証明を出しても問題は生じないと、県農業会議からもいただいております。なお、転用許可を受けた場所に建築をしていないことに対する許可条件違反や転用許可を受けていない場所に建築をしてしまった農地法違反もありますが、県からは農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき事務を処理するよう見解をいただいております。説明は、以上になります。よろしく願います。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第5号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、願います。

[委員] 今回、申請された議案について、県とかに確認をされて、やむを得ないというような判断があるようなんですけれども、一般的にみますとね、この非農地証明の理由関係なんですけれども、何か釈然としないんですけれども。と言いますのが、毎回言ってますけれども、やむを得ない理由でこうなったというものについては、非農地証明の中でね証明して救済するって言うか、やるべきことをやらないで、簡単に言うと、やり残しちゃった、もしくは承知していたかは判りませんが、分筆もしない、違う場所に建てちゃっている、それに善意があったか悪意があったか推測の中でしかないんですけれども、そういう曖昧と言いますか、私も県の方から、ある部長さんから講演の席で、そういう曖昧さがあるので県としても見直しをしていると、ところが翌月になって別の方は、そういう検討はしていませんというお答えがありました。期待していたんですけれども、ようするに最終的には、先ほど話を触れられたんですけれども、最終的には各市の農業委員会の判断にお任せしますってことなんです。そうすると、それだけ市の判断というのは責任ある議決になります承認行為になると思うんです。今回、出てきている資料がね、後から補足して申請が通ることならいいんだけど、逆になっちゃっているんですよ。調べてみたら地番が違いましたと、場所が違ってましたと、違反転用してましたと、農転の許可も出てましたと、なんで、その時にしっかりやっておかなかったの、しかも国土調査で2132番2と2132番3、本来は2132番3が宅地なんです、それが合筆されちゃって良く判りませんと、ところが一般的に考えますと、普通は隣接地みたいなところで協議が成立しなかったと、ところが自分の筆なんです、やろうと思えばできるんですよ、ということをね、本来は申請人がやるべき事をやっていただいて、そして第三者に見せて、もしくは農業委員会のこの席なりで、そういう理由だったらやむを得ないねってことであれば、これはもう誰が見てもね、そこには不自然さは無いんですけど。出てくるデータが、チグハグになっちゃって、曖昧になっちゃって、挙げ句の果てには最後の文章なんですけど、自分の土地が道路にされちゃって知りませんでしたなんてことは、ありえないですよ。そういうことを何で理由書の中におね記載をしちゃってから不自然な表現をしちゃったりしてから、本来、非農地証明としてやるならば、それなりの文章なり何なりをね、良く整理をしたうえでないと、今の状況から行くと、もうしょうが無いよねっていう、ただ曖昧さの中で判断をしちゃうってことは、伊勢原市の農業委員会として問題になりかねない、それをちゃんと整理したうえでね、非農地証明を取り扱わないと、何か釈然としないんですけれども、これは、私個人の意見なんですけれども。それについて、皆さんが、ご審議されたうえで採決されるんならね。

[委員] 今、お話を聞いていて、2点ほど、お話しをしたいんですけれども。一点目は、本人

がやればいだろうというお話については、私、直ぐ近くなのでお話をする機会があったんですけども。やはり、知識というか、そういう対応についての力が無いんですよ。要するに、こういう場合はこうするんだというのが、判らない人は何もできないんですよ、その辺を言いたいのが一つ。二点目として、親がやっていたことについて、一緒に住んでいたんだけど、親がやっていることについての理解が無いという。要するに、親はこうやっているんだからとそのまま受け入れちゃっていますので、今、お話があったような、自分でやればいいという発想は、そもそも持ってないんです。私、当人とお話ししたこともあるんですけども、近所なもんですから。お話しするんですけども。要するに、そういう誰々に相談してこうしようとかいう発想がないものですから、非常に、おっしゃっていることは正論だと思うんですけども、できるかどうかの部分になると非常に疑問がついちゃうんです。もう一つですね、私が現地を見てですね、思ったのが、確かに区画してればいいのかもわからないんですけども、もう山の中なんです。山だと境も図面どおりになってるかどうかとも判らない、そういう状況で畑にはできないんだから、もう他の農地じゃ無いよと言うことで、他に開発を考えているんじゃないかと思うんですよ、本人は。要するに、農地のままじゃ何もできない。今、いろんな話をされていて、私も今回初めて農業委員をやって、従来は農地は農地で守ろうという発想だと思うんですけども、今後は農地に適するものは守ろう農地に適さないものについては少し転用してもいいんじゃないかというふうに変ってきているんじゃないかと思うんですよ。そう考えると、これは農地にしとくのでは無くて、農地転用にして国土を有効利用するためには、かえって農地をはずしちゃった方が、私はいいと思うんですよ。そういう趣旨からすると、そういうことを現地を見たら感じたんです。例えば、平らな大田地区とかについては非常にきれいな田んぼが多いんですよ。そういう所だったら、農地は農地で規制をかけて、しっかり守りたいと思うんですけども、山つきです。農地を作っても鳥獣の被害とか水とか、機械も入らない状況であれば、それは逆にいうと農地を外しておいた方が、他の施設ができるのであれば作っていただいて、有効利用の方がいいんじゃないかと、近くの者としては思います。一応、先ほどの委員さんの言われたことは理解しました。要するに、ルールはちゃんと守ったうえで申請するって言うのは理解できるんですけど、その力がある人が側に居ればいいんですけども、いなかったら本人がやるときに、それをやらしても、どうやっていいのか判らないという人に対しては、やっぱりある程度、私もやっぱり確かに不備だと思います。不備だと思いますけれども、非農地証明を出しちゃった方がいいのではないかと、私の意見は、そういうことです。

[委員] よろしいですか。今、お話をいただいたんですけども、おっしゃっていることについて、私は、それを一切否定するつもりはございません。やむを得ないでしょと言うことは判ります。本人が、親から引き継いだもので、それだけの判断力が無かったと、やむを得ないでしょと言うことも判ります。しからば、それでいいのかってことです。私言いたいのは、はっきり言いますと、だったら道理が通るようなシナリオを作ればいいんですよ、アドバイスを。それで、ちょっとケチがついちゃうような表現をしたり、書いちゃったりしておいて、だから継続審議になっちゃうんですよ。継続審議にならないようなデータを作ってもらいたいんですよ。私なんか、この文書しか見ていないから、しかも、前回も出されたデータをもっているんですけども、これがね、客観的なデータになっていないんですよ。分筆してました、丈量図も出てきました、調べました、何でもこういうことを先に調べて指導されないのか、旧公図には2 1 3 2番3つというのが出てくるんですよ。国土調査で合筆されちゃいました、じゃあ、何でも合筆されちゃったということがね、何も解明されないで、今、委員さんがおっしゃったことは、現状の、ただ情状酌量の中で、心情的な問題だけであって、やろうとしているところに無理があるんじゃないかと、第三者が見た場合には、それが果たして、しょうがなかったで済まされれば、こんな苦労はしないんです。ただ、それを知らなかった、今さら遡って40年、

50年前のことを証明するって言ったって、それは無理なことは判ります。しかも、おっしゃったように、開墾によって食糧増産のために何でも農地にしちゃったと、実際は急傾斜地で、とつても今の時代では耕作機械も入らないと、やむを得ない事情の中で農地が山林化しちゃったんだから、しょうがないでしょと言うことも判ります。としたら、もう少し、この申請書の内容を客観的に第三者が見てもやむを得ないねという処理をしないと、真っ正直に書きちゃって違反をしています、建築基準法違反をしちゃいました、農地法違反をしちゃいました、今度は土地を道路にしちゃいました、そんなことは、どう考えても、一つならまだしも、二つも三つも過失っぽいというか言葉が悪いかもしれないんですけども、やっておいて、時間が経ったら農地じゃ無くなったから非農地証明くださいって、県の言っている非農地証明のガイドラインに、どう考えても、何回も読んだんですけども、県にも問い合わせしたんですよ、そしたら、まずは場所の特定が先決です、それがやむを得ない事情で農地ではなくなっちゃったと、合筆されちゃっていて筆の特定もしないと、というものを330㎡一筆だけの話が4000㎡の、今、話を聞きましたが開発行為の予定があると、ということが想定の中にあるようですから、そこには前提となる土地利用的な話があるわけですから、おっしゃったように、平らな農地をやっている訳じゃ無いんだから、そりゃやむを得ないでしょということも理解できるんですよ、そういう所に住んでいるんですから。それだったら、何回も言うんですけど、非農地証明としての県の運用基準の曖昧なところがあります、県も認めているんですよ、だったら改正してくださいよという、それは市の方で考えただけであればいいんだと、県はそれ以上考える必要はありませんと、ただガイドラインを示しただけですよという話ですよ。もう、放り投げちゃっているんですよ。だったら、市が、前から言っていますように、その辺の県の不足しているところ何なりを補足してですよ、皆さんがこういう席で、こういう理由に基づいてこうでしたという、きちっとできるはずなんですよ、ただ、他の市町村がやってないからやりませんじゃ済まないですよ。市の農業委員会の変な汚点を作ることになりませんか、私は、それを心配しているんですよ。以上です。

[委員] ちょっといいですか、今、おっしゃっていることが、言われて思ったんですけども、その農地転用のルールっていうのは、市独自で作れるんですか。要するに、農地転用は国の法律でできてますよね。例えば、市で独自で作るとなると、その法律を理解したうえで、こういう場合はこうするというような、細かいところを決めるって言うルール付けをするって言うことですか。

[委員] ちょっといいですか、今、おっしゃったように農転は基準どおりじゃ無いとダメなんです。ところが、今回の非農地証明という部分は、農地法では本来許可にならないもの、できないものを、さっき言ったように戦前からこうだったとか、農地法ができる前からこうだったとか、そういうね時から農地以外で使っちゃってましたと、たまたま地目変更しないで農地のまま残っちゃいましたと言うような物件を、それを言ったらいつまで経ってもどうにもならないので、そういうものを救済すべき行政サービスとしてやろうよ、というのが平成17年から神奈川県が導入している運用基準というかね、農地法以外の農地ですよということを、この手続きによって法務局へ送り込む地目変更するにあたって許可書として出す証拠なんですよ、だから、そのものをやるのであれば、なおさらのこと客観的なデータであったりなんかして、これじゃあやむを得ないよねという補足説明、客観的な指導を添付して初めて、この地番の非農地証明をしてもいいですよってことになるわけですよ。ところが、その経過が曖昧なままで、違反をしました何をしてましたってことをやっちゃったんじゃあ、それはダメでしょってことになっちゃうんですよ。今、おっしゃっていることは転用については厳しい、4条・5条の基準というものがあるんですよ。この非農地証明というのは、農地法に適用しない農地だと言うことでやるから、そこには多少に無理があつてね、そこには必然性もあつて、時代的

な背景もあって、そうして最終的には、こういう項目でやむを得ないねってことになるはずなんですけれども。どうも、運用基準にはアバウトなところがあってね、なおさらアバウトならアバウトのところ、こういう基準でやりましたということにしないと、何となく心情的なことで、昔のことですからしょうが無いですよ、年だからしょうがないですよ、親がやったからしょうがないですよ、といった話だけで事務処理をしているんじゃないかと、前から言ってますように悪用される可能性が出てくるからね、県の中でも、もう少し具体的な誤解なり悪用されないような運用基準を定めるべきってこともあるようですから。

[委員] すみません、非農地証明ということで、一点、二点あるんですけれども。皆さん、ご存じだと思いますけれども、非農地証明とは何ぞやということなんですけれども、登記簿上の地目が田または畑となっている農地であっても、現況が宅地等農地以外のもので、農地法の許可を要しないものとしての登記簿上の地目変更の登記申請の際の添付情報として提出される。登記簿の地目変更の際の添付情報として提供されるということなんです。農地法とのいろいろな関係があるから、そのところは、しっかり審議するよと言っているんですが、明らかに農地法上の農地、採草放牧地以外であると認められるものに関して出されると。非農地証明は、農地法等の法律に基づき行政処分では無く、農業委員会が慣例もしくは都道府県の通知等に基づいて、事実上の証明行為として行われる。だから、行政処分では無く農地証明と言っているんですね。全国的に行われているが、具体的に都道府県ごとで発行の手続き等いろいろな違いがあって、その内容も異なっているということなんです。先ほど、いろいろ事務局の方から説明もございましたし、地区担当委員からも話がございました。その中で、我々農家として代表として集まって農業委員会として判断していくうえでは、先ほど言われるような、現況と現実というものがあるんですね。だから、それが作為不作為の問題もあるかもしれないし、無意識でやっている部分もあるかもしれないんですけど、それを現象として捉えるとね、いわゆる経過、年代がいろいろあるわけですが、その中で心情的な問題というよりも現象的な問題として捉える時に、その時にはその行為を行ったということのね、出てくると思うんですよ、それがいいのかどうなのかもあるんですが、担当の委員さんが言われるように、やっぱりその地域性というものがあるわけですから、それはやっぱり鑑みてね、話をしていかななくては話が進んでいかないんじゃないかと、事務局の方でもいろいろ公函が違ってる何が違ってるのか、いろんな事をたくさん調べていただいて、大変だったんじゃないかと思うんですよ。だから、今後、こういった事例、世代が違いますから、色々な問題が出てくるんでね、それに対してどういうふうに適応するのかって言うのは今後の農業委員会としての課題だと思うんですが、今回のことについては、現実の問題といろいろな問題が一緒になっちゃっている部分があるんで、担当委員さん、これ皆さん農業委員さん皆さんそうだと思うんですが、腹を決めてね、かかっている部分って言うのがあると思うんですが、覚悟して決めてるって言うかね、判断する基準としてあると思うんですが、昔からの法律に則ってこうだあだとやっていったら、いろんな問題が生じてくると思います。話、ちょっと変わるんですが、今のような問題でね、障がいの方が居られて、その方の後見人の方が居て、今後どうしていくのかっていうことがありました。面積が違いますけど、それをどういう形で維持していくか、農地利用というか、そういうものを考えていくうえでね、その判断としてね、そういうストーリーを考えちゃってる。ビックリしたのは、障がいの方が亡くなったというところまで、きちっと考えて、むしろそういう考えの方が、土地の利用というのが。もう一つ言えることは、農地は農地として確保していく部分もあるけども、今後のことを判断していくうえでは、いろいろとね、気にしていかなくてもいけないのかなと思いましたね。ただ、今回の、この議案についてですけども、議長さん、できましたら、継続審議で何回もやってきていますので、これで同じようなことでずうっと尾を引くのは何ですから、問題点というのを整理して、この申請者に対して言うべき所は言って、農

業委員会として言うべきことは言って、どうするかと言うことを事務局の方と相談しながらやっぱり、して行った方がいいんじゃないかなというふうに思いますので、私個人の意見としては、担当委員さんが、そういうふうに言われる部分もありますけれども、やっぱり審議して議決を取っていただいた方がいいのかなと思いますので、じゃないと話が進んでいかないと思いますので、余計なことですが、私はそう思います。

[委員] あもう、反論するわけじゃ無いんですけどね、別に、これをどうのこうの言ってるつもりはないんです。ただ、筋道を通しておかないと、ただ心情的な感覚だけで、本人がいろいろ問題があった、心情的な問題だけでね、これ採決すべきじゃないと、これが一点。もう一つは、今回は三回目だというお話が出たんですけども、だったら二回目、三回目の時に、取下げさせるなど整理をさせようで再申請をされるなりということも一つの方法じゃないですかと、私はアドバイスをしました。だけど、今回出されたものは、ほとんど前回と同じなんですよ。だったら、何で前回継続審議にしたのって話ですよ、それか解明すべき内容が無いんですよ、だったら一回取下げをして再度再申請をしていただくなりして、もう少しデータを変えて、通るような話としてされれば、こんなことにはならないですよ。それが無いんでやろうとするから、ただ心情的な問題だけで、別にそれを言ってるわけじゃ無いんですよ。そこが違っているような気がしてならないんですよ。

[委員] ちょっといいですか、今、心情的っていうお話なんですけれども、先ほど県の許可の関係の話をされていたんですけども、県は心情的です。あもう、いい悪いを決めるの、何でこんな所許可取れないのという所を許可しないんです。だから、心情的に県もやっているんです。以前、私がやった仕事であったので、これは確実にあります。それで申請者は、何百万も損しているわけですから、だから、そういう判断は無いと思います。ただ、基準に基づいて、これはどうなのっていう段階で県に照会されたって言う話なんですけれど、県は、いい加減ですから。担当者の考えで全部進んじゃってますから。ここに書いてある、このとおりにしてくださいよって書いてあるんだけど、それをやってるかどうか、はっきり。だから、もう判断しちゃっていいんじゃないか、と思います、私は。

[議長] いろいろご意見をいただきました。ただ、基本的にはですね、私考えるに、農地法関係については、農地法関係事務提要っていうのを県の農政部農地課が作ってまして、各市町村に流しています。ですから、ある程度、県下は統一した事務の処理が行われるような形のガイドラインができています。この事務提要の中にですね、非農地の問題も入っています。非農地についてはですね、5項目からの内容がありまして、要するに、非農地とは農地に復元することが著しく困難であり、別表1に掲げる項目に該当するものということで、5つの条件があります。それで、今回、皆さんにお示ししているこの該当する土地というのは、要するに、当該土地が申請時から過去10年間違反転用として追求されず、かつ、今後も追求される見込みが無いと言うような形の中での、これに該当するということは再三事務局の方から説明をさせていただいております。ただ、前回ですね、継続したと言うことは、この該当する範囲の中ですね、2132番3の宅地の関係が、この図面上、登記はされているんですけども、公図上、現れてこないという状況にありましたんで、これは現況で確認するより他は無いらしいということで、申請者に2132番3、これ宅地なんですけれど、これを表示していただきました。従って申請地域については、この議案にもありますように2132番3は含まれておりませんので、これを除いた地域について非農地の証明を出す、という内容になっております。いろいろですね、各市の非農地の取扱いについても事務局の方で調べていただきました。県が、このガイドラインを出しておりますので、それに現況が該当すれば、過去に違反があらうと指導をしてこなければ肅々と現況において判断をして証明は出して

ます。そういう市町村がほとんどでございまして、前にもお話ししたかと思うんですけども、市町村によっては専決処分を出している市町村もあるという状況もあるようございまして、あくまでも、この県が出しているガイドラインに現況が該当するかどうかという判断の中で、非農地証明を出すかどうか、そういう判断が、まず、第一に必要であろうかと。先ほど、委員さんから、いろいろお話をいただいたんですけども、本人も、もう少し整理できる場所があるんじゃないかというお話もあります、確かに、そういう内容も含まれています。その辺はですね、整理できれば一番よろしいかと思うんですけども。

[委 員] 整理されてないから言ってるんですよ。だって、今回、これ出されたでしょ、2132番3は分筆があったと書いてあるんですよ、ところが、今回申請書に書いた理由に、公図の中に2132番3は存在しないんですよ、だから前から言っていますように、県が言ってるように、まず非農地証明するのは筆の一部じゃダメだと明記されているわけですよ、場所の所在がはっきりしないといけないんですよ、にもかかわらず今の状況は、もともと確認をして家を建てる予定だった2132番3が曖昧で何処にあるか判らないよって言う話で出されてきてるからおかしくなるんですよ。いろいろ調べたらこういう丈量図が出てきましたという話になってくると。手続きをしたところと違うところに家を建てちゃっていると、それは何でそうなっちゃったのということに一切触れてこないわけですよ。農地法じゃないかもしれないかもしれませんが、そういう違反行為をしちゃって、それを農地法の中で非農地証明するっていうことになると、他の法律かもしれないけど、そういう行為を解明できるかどうか別です。できなかつたら、あきらめるしかないです。もう一つは、最後に言いますけれど、他の方法はないのかねと事務局にお話したんですよ、今回、四月から新たな制度として行政が、これは農地じゃないよということ逆逆に非農地通知という制度で出しますという話であれば、そういう制度を逆に使えないかという話をしてるわけで、本人が非農地証明として証明するだけの手続きのノウハウが無いならば、今度は逆に現地を見た、さっき言ったように今度は心情的な話でいいわけですよ。現場も急傾斜地で農地ではない、これは農地って登記されているけど農地じゃありませんねという、今度は行政の通知を出してやればいいんですよ。そういう制度を活用できるんじゃないかと、何も焦って、しかも二回も三回も出してですよ、進展もないものを、心情的な判断だけでやっちゃおうというのは、本末転倒な話ですよ。法令に基づいて手続きが不足しちゃってるから言ってるんですよ。

[議 長] 今の非農地通知の関係については、まだ具体的にどうやろうという、制度自体はできましたんですけども、まだ神奈川県下においては実施がされていないというのが現状なんです。

[委 員] いずれ活用できないかってことでね。

[議 長] いずれ、そういうような形になれば、委員さんが言われるように、そういった方法もあるかと思いますが。ただ、現状においてはですね、やっぱり非農地証明というような方法しかないということですので、しかもそれは現状を見た中で県のガイドラインに該当するかという判断をするしかないというふうに思います。

[議 長] 他に、よろしいですか。

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第5号の1について、「原案のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手多数」 】

[議長] 挙手多数。よって、議案第5号の1については、「原案のとおり承認する」こととします。次に移ります。

[議長] 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について意見を求める。事務局の説明をお願いします。

[事務局] 農地の賃貸借等については、利用権設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失し、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。利用権の設定は農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10アール以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。

今回の新規の届け出は5件ありました。内容といたしましては、高部屋地区で3件、6筆、5,206㎡。比々多地区で1件、1筆、1,090㎡。大田地区で、1件、1筆、297㎡です。権利の種類は、賃貸借権3件、使用貸借権2件という内容になります。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議長] 特にございませんか。

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第6号の1から5について、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【「挙手全員」】

[議長] 挙手多数。よって、議案第6号の1から5については、「出願のとおり承認する」こととします。

[議長] 以上をもちまして、第6回伊勢原市農業委員会総会は閉会といたします。大変お疲れさまでした。

[事務局長] お疲れさまでした。次回の総会は、9月27日、木曜日です。今回と同じように、はじめに全員協議会を開催し、その後に総会を開催いたします。また、本日の総会終了後に、第2回農委だより編集委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

【11時14分 終了】